

水田政策の見直しの方向性について（概要）

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す検討を本格的に開始。

- 1 水田を対象として支援する水活を、以下のとおり、**作物ごとの生産性向上等への支援へと転換**。
このため、令和9年度以降、「**5年水張りの要件**」は求めない。
〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくとも交付対象とする。〕
- 2 米については、国内外の**需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良**等の生産性向上策等を強力に推進。
輸出を含めた米需要拡大を目指し、**新市場開拓用米、米粉用米等**を支援。
- 3 国産飼料の生産性向上を図るため、**飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。**
- 4 麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、**水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討**。
- 5 有機や減農薬・減肥料等について**支援（主食用米も対象）。**
- 6 農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引き受けを進めていくよう、**農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化。**
- 7 產地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、**水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた產地形成が促進される仕組みとする見直しを検討。**
- 8 中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、**支援を拡大。**
多面的機能支払について、活動組織の体制を強化。
- 9 予算は、**現行の水活**の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた**財源を活用。**
このように、**構造転換に必要な予算をしっかりと確保**していく。

現行水活の令和7年・8年の対応について

- 令和9年度から、水田を対象として支援する水活を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。
※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

(水田政策の見直しの方向性について (概要)より抜粋)

● 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表（案）

	改 正 後	改 正 前
(別紙1)	水田活用の直接支払交付金の交付対象農地 2 交付対象水田の範囲 (1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したものの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ①～③ (略) ④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。 ア・イ (略)	(別紙1) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地 2 交付対象水田の範囲 (1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したものの。 ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ①～③ (略) ④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地 ただし、次に掲げる場合を除きます。 ア・イ (略)
	なお、次の全てに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。 ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること 1 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壤改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壤に係る薬剤の散布、後作綠肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいう。）を実施したことか確認できること	ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること 1 連作障害による収量低下が発生していないことか確認できること